

# 個人住民税の寄附金控除について

## 1 どのような寄附金が対象となるのですか？

都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）及び県内住所地の共同募金会・日本赤十字社に加えて、都道府県・市区町村が、次の所得税の寄附金控除対象の中から条例により指定した寄附金について、個人住民税の寄附金控除が受けられます。

- ◇ 指定寄附金（所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金）
- ◇ 所得税法に規定する次の特定公益増進法人への寄附金
  - 独立行政法人・地方独立行政法人・特殊法人等
  - 公益社団及び公益財団法人（新たな公益法人制度に移行する前の法人を含む。）
  - 学校法人・社会福祉法人・更生保護法人
- ◇ 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ◇ 認定NPO法人に対する寄附金

（※国、政党等に対する寄附金は対象になりません。）

※指定対象は都道府県・市区町村により異なりますので、**詳細は各都道府県・市区町村にお問い合わせください。**

※控除を受けられるのは、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在にお住まいの都道府県・市区町村が控除対象寄附金として条例で指定している場合です。

## 2 どのような控除が受けられますか？

対象となる寄附金のうち、2,000円を超える部分に、次の率を乗じた額が寄附をした年の翌年度の住民税額から控除されます。

住所地の都道府県が指定した寄附金……4%（都道府県民税）

住所地の市区町村が指定した寄附金……6%（市区町村民税）

（※住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%となります。）

## 3 控除を受けるためには、どんな手続きが必要ですか？

- ① 寄附先の法人等から**寄附金受領証明書等**を受け取ります。
- ② 1月1日～12月31日までに行った寄附金について、翌年の3月15日までに、最寄りの税務署に所得税の確定申告を行います（①の証明書等を添付）。

※住民税の控除のみの適用を受ける場合は、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告します。その場合、所得税の控除は受けられません。

## 4 いつの税金から控除されますか？

住民税については、寄附した年の翌年度の住民税から控除されます。  
所得税については、寄附した年の所得税から控除されます。

裏面もご覧ください。

## 条例指定寄附金に係る控除額の計算について

条例により指定された寄附金については、申告することにより次のとおり住民税の所得割額からの税額控除が受けられます。

都道府県と市区町村の条例指定の対象が異なる場合には、指定された側だけの控除となります。

なお、所得税の確定申告を行った場合には、併せて所得税の寄附金控除（所得控除）も適用になります。

	対象寄附金	寄附金控除額
住民税 (税額控除)	都道府県・市区町村の 条例で指定したもの (条例指定寄附金)  ・独立行政法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 等	次の①②のいずれか少ない額で算出  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">             ①寄附金の額           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">             ②総所得金額等の合計額 の30%           </div> - 2,000円 × 控除率  (控除率) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">             県民税 4%           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">             市町村民税 6%           </div>
所得税 (所得控除)	住民税で控除対象となる寄附金は、全て寄附金控除の対象となる。	次の①と②のいずれか少ない額 ①寄附金の額 - 2,000円 ②総所得金額等の40% - 2,000円

### ○計算イメージ

給与収入500万円の夫婦2人の場合のモデルケース

- ・住民税の課税総所得金額等：230万円 所得税の課税総所得金額等：220万円
- ・住民税の所得割額 227,500円
- ・条例指定寄附金額 50,000円（※控除対象となる寄附金の合計額）
- ・控除率（県・市町村の双方で条例指定されている場合）  
 県民税：4% 市町村民税：6% 所得税：10%（所得額により変動）

条例指定されている寄附金の額 50,000円	
自己負担額 40,400円	控除額 9,600円

控除額の内訳

- ・県民税 1,920円
- ・市町村民税 2,880円
- ・所得税 4,800円

- ・上記モデルケースの場合で寄附した金額に応じた寄附金控除額

寄附金額	寄附金控除額 (税額ベース)	内 訳		
		住 民 税		所 得 税
		県民税	市町村民税	
30,000円	5,600円	1,120円	1,680円	2,800円
50,000円	9,600円	1,920円	2,880円	4,800円
100,000円	19,600円	3,920円	5,880円	9,800円
150,000円	29,600円	5,920円	8,880円	14,800円
300,000円	59,600円	11,920円	17,880円	29,800円

所得税の確定申告書を提出しない方（給与・年金所得者）が、住民税の寄附金税額控除のみを受ける場合には、この申告書をお住まいの市町村に提出してください。

平成 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書  
道府県民税

平成 年 月	長 殿	整理番号	
住 所		フリカナ	
		氏 名	印
平成 年 1月1日 現在の住所		生年月日	明・大 昭・平
		電話番号	

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2. 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 市区町村	円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書受付書

住 所		受付日付印
氏 名		

※この申告書は、都道府県及び複数の市町村から指定を受けている寄附金を受領した場合であっても、寄附者に1通のみ交付するものです。